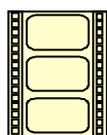


いのち・未来 うべ 通信 8号



わたしたちは原発の無い安全な未来を
子どもたちに残すことを願って活動しています

〒755-0029 山口県宇部市新天町 1 丁目 2-36 「青空」内 | Tel: 080-6331-0960 (安藤携帯) | <http://blog.goo.ne.jp/nonukes2013>



「日本と原発」映画 上映の取り組み

「日本と原発」の上映を成功させる会
共同代表 堀田雅子

7 月 25 日のドキュメンタリー映画「日本と原発」の上映は、昼の部に 252 名、夜の部に 97 名という参加者を得て成功裡に終わった。多くの観客を迎えることができるだろうかという事前の心配は杞憂だった。

アンケートによれば、多くの方々がこの映画で知ったことを家族や知人に伝えたいと強く思い、もっ

も く じ

- ◆「日本と原発」映画上映の取り組み ……1
- ◆県知事は県民のための県政を！ ……2
- ◆埋立申請は不許可にせよ！ ……2
- ◆上関原発計画【埋立問題】をどう考えるか ……2
- ◆上関原発公有水面埋立問題の住民訴訟（第 10 回公判） ……3
- ◆原発をめぐる全国の動き ……3
 - ↳ 汚染水のゆくえ！
- ◆「おいでませ山口♪定住支援ネットワーク」結成 ……4
- ◆7.1 スラップ裁判の傍聴 ……4
- ◆小出裕章さんの退官にあたって ……6
- ◆猫が私の人生を変えた ……7
- ◆市民学習会より ……8
 - ↳ 原 康司さんの学習会に参加して
- ◆それってホント?? ……8

と多くの地域でこの映画の上映がすすめられることを願っていると答えられた。観客数の多さやアンケートの回答から、原発に関する人々の関心はとても強まっていると感じる。

今回は「日本と原発の上映を成功させる会」を発足させ、共同代表 2 名、事務局 3 名という女性 5 人の体制をとり、映画上映を成功させるために「呼びかけ人」を募った。実際、「呼びかけ人」は大きな力となったが、その基には 2014 年 3 月 8 日と、2015 年 3 月 21 日の「上関原発を建てさせない山口県民大集会」の取り組みを通じて協力をいただいた賛同者の方々の大きな力があつたことはいままでのない。

私たちは立憲主義を仰ぐ日本国憲法という大きな宝を持っている。立憲主義とは、全ての人々が個人として尊重されるために憲法が国家権力を制限して 人権を保障するというものであり、近代自由主義国家が共有するものであって、その趣旨は、個人尊重と人権保障にある。この「宝」を持つてはいるものの、私たち国民がその重要さに気付かなければ、そして声を挙げなければ、この憲法は「宝の持ち腐れ」となってしまう。

私は、日本に本当の民主主義は育つのだろうかという疑問を抱いてきた。しかし、会場の人々の随所における映画への反応を目の当たりにして、確かに民主主義は育ってきているとの感を深くした。この流れを決して止めてはならないと強く思う。前へ、前へ進もう！





県知事は県民のための県政を！

5月18日、中国電力から県に公有水面をめぐる6回目の回答が届きました。内容は「上関原発建設を経営の重要課題」と位置づけ、「安倍政権は原子力発電の役割を重視している」と述べ「公有水面埋立許可と工事期間を18年6月6日まで変更する」申請を提出しました。

県は中国電力の回答を受けて、国に上関原発の位置づけについて見解を求めました。国は当面「原発の新増設は現時点では見直すことは想定していない」と回答。知事はこれをもってまたもや先送りを決断しました。先送りの理由に「回答では延長許可の可否を判断する十分な資料が揃っていない」とし7回目の質問を中国電力に郵送。2016年6月22日までに回答するよう求めました。県知事の選択は国の上関原発の位置づけを判断材料とするしかなく、中国電力の要求にもそえる公有水面埋立可否の判断は先送りするしかなかったのです。

県知事は就任以来、農漁村を視察し活性化させるために地元の人々と意見交換をしています。しかし、上関町の訪問は拒否し続け、町民の意見を聞くことなく上関原発建設に関わる県政を進めています。

上関原発建設は県民の生活と命に関わる重大な問題です。しかし、県と中国電力とのやりとりを県民に公表せず、県民をないがしろにしています。

県知事は「法に基づいて判断する」と公平を表明していますが「公有水面埋立法」を踏みにじり違法行為を続けているのは県知事自身です。

県知事は上関町をはじめとする県民の意見に耳を傾け県民のための県政を実行されることを心から願うばかりです。



金曜ウォークについて

毎週金曜日、各自手作りのプラカードを持って、宇部市役所正面玄関を18時に出発して宇部新川あたりで折り返す、静かな原発反対行動をしています。

皆様のご参加をお待ちしています！！

★雨の日もウォークしています。



埋立申請は不許可にせよ！

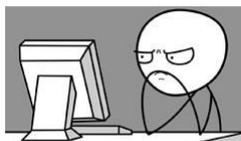
5月15日県民連絡会

上関原発を建てさせない山口県民連絡会は5月15日 中電の上関埋立免許の延長申請は不許可にすべきだ、と村岡嗣政知事あてに申入れしました。

中電の延長申請は、前回免許が失効する直前の12年10月に提出。通常の場合、標準処理期間内で許可判断しなければなりません。

当時の山本繁太郎知事は「国のエネルギー政策上位置づけが不明」として、中電に5回も補足説明を求め、結論を先延ばししてきました。村岡知事もこの15日を回答期限として6度目の補足説明を求めています。

県民連絡会的那須正幹共同代表らは、「上関原発の新規建設計画は不透明のままであり、土地利用計画も同様。延長申請は不許可しかない」と強調。県は「中電の回答を精査して決める」と答えるにとどまりました。



上関原発計画【埋立問題】をどう考えるか

2015. 6. 24.

上関原発計画の根っこを見る会
上里恵子

6月22日、山口県は中国電力の埋立期間伸長問題に対して、重ねての回答を求めて一年間の猶予を与えた。これで、「工事着工から3年で竣工」の、知事による「竣工期間の指定」は「着工から8年9カ月間の竣工期間」の伸長を申請するという異常な事態となった。

そもそも、2008年6月に中国電力から山口県に「公有水面埋立免許願書」（以下「願書」と略す）が提出されたことで埋立問題は具体化する。今、県は「公有水面埋立法」第十三条「正当な事由」があれば「竣工期間の伸長を認めることができる」の条文の適用の可否を審査している「ことにしている」のだろう。言い換えると、現状では判断できる正当な事由が存在しない、あるいはあやふやな状況なのだと宣伝しているように見える。

「事由が無い」のであれば、「認めない」と

すればよいのである。先の「6年間の伸長申請」による竣工期間が過ぎる10月には、埋立免許は自然に消滅し、失効するはずである。県の処置は、認めるとも言わず認めないとも言わず、県の責任を回避するための措置にしか見えない。この状況は「公序良俗に反する」というべきなのではないか。

2008年の中国電力の「願書」提出から、福島での原発重大事故を挟んで丁度7年が経過した。この「願書」には、9ページにまとめられた「埋立必要理由書」というものが含まれている。これを読んでみると、2008年に既に問題として指摘すべきことが含まれていたが、福島での原発重大事故を経験した今は、「これを埋立の理由にしていいのか」という部分が増えていのように思える。

たとえば、【1. 動機】の中の「(2)エネルギー政策における原子力発電の位置づけ」の記述。原子力発電の利点が述べられている。

「(3)上関原子力発電所の開発の必要性」の記述。1, 2号機の運転開始を目指すとしている。

「(5)本埋立に係る計画について」の記述。これまでのいきさつが述べられる。知事が埋立を免許する根拠となった「電源開発基本計画組み入れ」のこと、また、「重要電源開発地点の指定」を受けていることに触れ、埋立申請の手続き上の正当性について述べている。

【3. 場所】の中の「(2)上関町を選んだ理由」の記述。地盤状況が原発設置にふさわしいから選んだと述べている。それが「判った」という「二つの調査」についても述べる。

この「二つの調査」は、地盤良好の根拠にはならない調査であることが分かっている。

あってはならない制度「重要電源開発地点の指定」(地盤状況が分かっている時点で【運転を開始した日まで指定】)についての記述が、この「願書」に既にあるのであるが、当時私たちにもこの制度の意味するところは掴めていなかった。むしろ記述にさえ気付いていなかった。

また、地盤状況については、状態が悪いことは、途中経過ではあるが「設置許可申請書」に対する審査の中で判明している。

ここで、改めて「埋立必要理由書」を精査して問題を洗い出してみる必要を感じている。



「埋立必要理由書」をご希望の場合は、編集部までご連絡ください。

0946372



上関原発公有水面埋立問題 の住民訴訟 (第10回公判)

第10回公判 (7月8日)

被告(県側)は、財務会計支出が特定されていないとして「門前払い」という言い分を再度持ち出してきました。

これに対し原告は、一部特定しているとして、黒塗りされた文書(中国電力と山口県との間でやりとりした文書のこと)を黒塗りなしで提出させる様裁判所に申し立てました。

裁判所も、実質審議入りを認め、被告に対し次回までに文書を提出するよう促しました。

次回は、9月30日(水)14時からです。
黒塗りなしで提出させ審議入りを目指します。
多数の方の傍聴をお願いします。



「上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会」のホームページも併せてご覧ください!!

0946372

<http://umetatekinshi.wix.com/juuminsoshou>



原発をめぐる
全国の動き

汚染水のゆくえ!

5月、東京電力は「高濃度汚染水の処理完了。汚染水によるリスクが低減した」と発表。

汚染水問題は解決したかの様に宣伝していますが、今も、高濃度汚染水は溜まり続け海に流れ出ています。

福島第一原発の敷地には山から海に向かって、1日1,000トンの地下水が流れ、そのうち400トンが原子炉建屋に流れ込み、メルトダウンで流出した核燃料など高濃度核物質の中を通過して、1リットルあたり数千万ベクレル~数億ベクレルの高濃度汚染水となって流れ出し、これをポンプで汲みあげ、タンクに溜め、原発事故以来62万トン溜められています。

流出したすべての水を汲みとることはできず、大半は海に流れ出ていると思われています。

「処理完了」とは溜められた高濃度汚染水がALPSで処理され、低濃度汚染水となり、リスクが低減されたと発表しているにすぎず、その実態は隠し続けられています。

低濃度の汚染水は今も 62 万トンが溜められています。

東電の発表では毎日、1日 300 トンのペースで高濃度汚染水が溜まり続けており、今後 90 万トン分のタンクを増設して、汚染水を溜め続けるとしています。それでも 3 年後にはタンクは満杯となり増設しなければなりません。

最近、高濃度汚染水が海に流れ出ていることが判明。東電は現場の手違いで流出したかのように発表していましたが、調査が進むにつれ、既に 1 年前から東電は知っていたのに、知らぬふりをして、海に流し続けていたのです。

高濃度の汚染水が海に流れ放射能によって生態系を変え、放射能によって汚染された魚を食べることで、人間や動物が汚染され、想像もつかない放射能被害が私たちの子や孫たちに及んでいきます。

福島第一原発事故以来、汚染水の問題で漁業者は仕事をすることができません。事故後 5 年目を迎える中で汚染水をこれ以上溜め込むのは限界にきています。次の手は海に放出することを考えていると思われています。

規制委員会の田中俊一氏は汚染水について「すべての水を溜めきれないのも事実。どこかで何らかの判断が行われると思う」と海への放出を求めています。

福島第一原発事故は汚染水問題だけでなく、今も 10 数万人の人々が家、仕事を奪われ放射能による健康への問題も出ています。

原発事故を二度と起こさないためには、原発再稼働をやめ、これ以上核廃棄物を作らないこと。全国の原子力発電を廃炉にすることです。そして、今ある技術と研究を積み、安全と思われるすべての手をつくし処理することです。そのためには国は最大限の手をつくすべきです。



読者の皆様のカンパをお待ちしております

❀カンパは会員もしくは下記まで❀

郵便局 普通口座 15540-3628101
加入者名「いのち・未来うべ」



「おいでませ山口 ♪定住支援ネット ワーク」結成

2015年6月13日(土)の13:30から、8名の呼びかけ人により「おいでませ山口♪定住支援ネットワーク」結成総会&講演が小郡ふれあいセンターで開かれました。

高橋征仁山大教授の講演「東日本大震災避難者の現状」に始まり、先進県の岡山県取り組み報告、山口県各地域での保養活動報告と盛沢山の内容に70余名近くの参加者が拍手を送っていましたが、もっと聞きたいと、皆さんが感じられたのではないかと思います。

最後に浅野さん(山口県避難移住者の会代表)他3名の共同代表が紹介されました。この会は山口県内でばらばらに活動していた避難者グループ、保養実施団体、まち・むらづくりグループが有機的につながることによって、全国の避難・定住・保養希望者に山口県の支援体制をアピールすること。ひいては少子化・過疎地対策、人口増につながっていくことを目指します。



7.1 スラップ裁判の傍聴

崎田修平

7/1(水) 13:30-16:35、山口地裁にて、上関原発建設に関わる「損害賠償訴訟」；中国電力による、いわゆる、「いやがらせ(SLAPP;スラップ)」裁判を傍聴してきました。今回は、被告の二人、橋本久男さんと岡田和樹さんへの尋問が行われました。開廷前の地裁駐車場広場には、祝島はじめ県内各地から、また、広島からは大型バス2台の応援団など傍聴券を求める人々で溢れました。300人近い中から傍聴できるのはたった43席でしたが、幸運にもその抽選に当たり傍聴席に座ることができました。

当日は、橋本さん、岡田さんに対して主尋問が、それぞれ、60分と45分、反対尋問が各20分の予定で行われました。まず、被告二人の唱和による宣誓書「・・・真実を述べ、何事も隠さず、又、何事も付け加えないことを誓います」が読み上げられ、被告弁護人による橋本さんへ

の主尋問に入りました。本人履歴、職歴、本人－漁業－上関原発建設計画との関係と経過などの確認がなされましたが、橋本さん自身が1981年に福井県敦賀原発での作業（配管、溶接など）経験があり、連日、毎回、線量アラームの鳴るような被曝環境での作業に体調の消耗や異変を感じたため、3週間で辞めて祝島に帰ったこと。それ以来、父親とともに漁業に従事する中で、翌年の1982年に、中電の上関原発建設計画が浮上した。父亡きあと、1986年以來30年間、一貫して原発建設に反対するとともに、漁業補償金の受取を拒否してきたことを述べられました。そして、いよいよ、当訴訟の対象とされた「抗議行為」についての尋問に移りました。原告側はこれを「妨害行為」と言うのですが、その行為の期日は、2009年11月5日から11月11日までで、この延べ7日間の工事妨害に対して4800万円の損害賠償を請求した（2009.12）のです。次の四つの工事が該当すると言っています；1.護岸工事、2.敷地造成工事、3.取水口敷地造成工事、4.仮設作業道設置工事です。これらの工事が強行された7日間の日付ごとに、本人の判断と行動（時刻、操船、場所、実行行為など）について、裁判提出資料の記録映像（写真）および説明表を確認するかたちで質疑応答が行われました。橋本さんの答弁に淀みはなく、これらの行為は自分の「生活の糧である海を守る」ために自主的意思に基づき、工事に対する説明要求と海の侵犯への抗議をするために行ったものであることを淡々と述べられました。

続く、反対尋問の中で、原告側弁護人による「あなたは大工で、漁業の知識がない」との発言があり、橋本さんは呆れて絶句。すかさず、傍聴席から「失礼なことを言うな！」の叱声があり、あわてた弁護人は「今の発言は撤回します」という、ハプニングがありました。反対尋問の粗雑さが垣間見えたように思いました。

最後に裁判長が、当該行為に対して「抗議」と「妨害」の言葉が何度も飛び交い、被告は前者の、原告は後者の行為であると主張したと総括したうえで、推進派の船の行動状況と役割について尋ねました。これに対して、橋本さんは「十数隻の推進派の船が作業船に接近し、中間（にできた隙間）の海中へコンクリートブロックを投入していました、・・・いつも、推進派の船が来てから作業が開始されました」と答え、中電と推進派の共同謀議による工事強行を物

語る的確な証言を引き出してくれたように思いました。

岡田和樹さんへの尋問までに休憩が入りました。傍聴席を見回すと、最前列中央には以前、我々の学習会講師で来られた山秋真さん、その後ろには当裁判の応援団長アーサー・ビナードさんがおられ、後列の当方の隣はおしどりマコ・ケンのお二人で、法廷ながら華やぎさえも感じました。

さて、岡田さんへの主尋問です。被告弁護人との間で延々80に上る質疑応答が繰り返されました。本人と経歴の確認から始まり、2009年の抗議行為に至るまでの祝島、上関原発計画、シーカヤックとの出会と関係について動機、時期、生活行動の尋問から、岡田さんの「貴重な海の自然を守りたい」との強い真摯な思いが伝わってきました。そして、核心の11月7日と8日の行動に入りました。当日の行動はカヤッカー個人としての自発的行為であり、他の被告・清水さんや原さんの指示や共同での計画的行動ではないこと、カヤッカー達の頭上を移動してのコンクリートブロックの投下、危険な工事を止めるためにカヤックから海に下り、クレーンのワイヤーを掴んだこと、作業員3人がかりで推進派の漁船へ引きずり上げられ、甲板に押し倒され、首や手足を羽交い締められたこと、苦しい身動きのできない状態での拘束（3～5分程度）で意識不明状態に陥ったことが時系列と映像資料（写真とDVD写真）に併せての証言がなされました。この暴行の結果、岡田さんは病院へ緊急搬送され、12日間の入院（肺炎併発）加療を要する事態に至ったわけです。あくまでも危険な工事に対する正当な非暴力の抗議であって、これを不法とされるのは大変心外であり、しかも、抗議行動の間も工事自体は進められていたわけで、妨害行為には当たらないとの明解な主張であったと思います。

他方、原告側弁護人による反対尋問では、上記経緯はすべて不法な妨害行為に当たると主張を繰り返すばかりでした。

裁判官二人からは、シーカヤックの操作技術、習熟までに要する期間、推進側の船に乗ったことや海に飛び込んだこと、クレーン船の右舷から左舷へ移るまでの行動、などについて質問がありましたが、主尋問の質疑を超えるものではなく、答弁によってかえって説明不足の補てん効果になったように思いました。

そして最後に、裁判長は、「被告は中国電力

の工事に対する説明が不十分であることへの抗議と主張するわけですね」と確認を促す発言をしました。対して岡田さんは、「そのとおりです。カヤックで声を届けたい、でも声が届かない、最後の声を届けたい！との思いから行動しました」と、締めくくりました。

後日、上関原発埋立禁止訴訟弁護団・弁護団長田川章次弁護士から届いたコメントによれば、「清水、原、橋本、岡田4名の本人尋問の内容も素晴らしかったことから、裁判所の対応はこれまでと変わったものになりました。中国電力側の証人を聞く必要があると裁判所が言い始めました。このような裁判所の変化は4人の本人尋問の結果も大きいものがありますが、何よりもこれだけの多数の皆さんが傍聴に来てくれた結果です」とありました。この言葉にも、我々も勇気づけられます。これからも一層、みんなの熱意を支援に結集するとともに、上関に原発を建てさせないように頑張ってみましょう。



小出裕章さんの退官にあたって ～「運動は数ではない」という意味について～

安藤公門

2012年3月18日。宇部市渡辺翁記念会館。

小出裕章さんのお話を聴く会が、1600人の会館の定員丁度の満員になり、「どの子ども幸せになるように」というタイトルに沿って、小出さんが話された。画期的なる成功だった。

振り返ってみると、最初から成功が約束されていたわけではなかった。講演会の日程と会場が決まってから、ほぼ10ヶ月、毎週実行委員会が開かれた。2012年の1月2日に集まって5時間近く論議したことを忘れられない。それほど熱心であったが、それほど壁は厚かったのだ。

あるとき、2月頃だったろうか、小出さんにメールを書いた。「会場は大きいが人数は半分を越えれば成功ですからそのつもりで来て下さい」という半泣きの弁解だった。小出さんから返事が来た。「運動は数ではありません。数には私はこだわりません」という内容だった。

率直に言って、その時はそれでずいぶん気が楽になった。スタッフ、実行委員会の仲間も同じだった。数へのこだわりが消えた頃から、楽しくなってきたさまざまなことが好転し始めた。

この3月、小出さんが京都大学を退官し信州のどこかに引っ越すと聞いて、この時の小出さんの「運動は数ではない」という言葉を反芻している。内容の詰め、チラシ、ポスター、案内の言葉。それを話合い、相談しながらつくられる共有の場と経験。更に、今まではつき合いもなかったのに、同じ目的で形成されるつながりと信頼。それらの総体の過程が、ある意味では運動の成果ではないのか。

その後、ひとつには、小出さんのお話を「いい話だったね」で終わらせずに、原発のない社会をつくっていこうと有志が呼びかけて、「いのち・未来 うべ」を発足させた。同じく小出さんの講演会を同じ時期に開いた下関のグループとともに、上関原発を建てさせない山口県連絡会のなかで、地域実行委員会の中心を担っている。また毎週の金曜ウォーク、月2回の市民学習会を開いている。

また、もう一方、小出さんの講演会の共催団体の「福島子どもたちとつながる宇部の会」は、毎年夏の自閉症の子どもたちの保養活動を地道に続け、避難してきた家族の支援を行っている。小出さんがつとに指摘する福島の現状が放射線管理区域の状態であり、レントゲン室と同じ汚染状態に子どもが置かれているという警鐘を受けて活動を続けている。6月13日に結成された「おいでませ山口♪定住支援ネットワーク」の原動力にもなっている。

宇部や山陽小野田は、3・11原発事故を経ても「脱原発を言うことは憚られる」という雰囲気があった。小出さんの講演会の成功は、「物言えば唇寒し」の状態を破り、継続する根っこをつくった。「運動は数ではない」「過程を大切する」ことの立証ではないかと思っている。

もちろん、脱原発の運動は、一人でも多くの人に理解してもらい運動に参加してもらうために行っている。世論の表現は、形になった数としてあらわれる。だが、だからこそ、逆に数が自己目的ではない、実現過程の内容と本物のつながりが求められるのではないだろうか。

この辺りのことを自分でも深めながら、もう一度、みんなと話し合い、小出さんにもうかがってみたいものだ。



猫が私の人生を変えた

松永トミ子

私は69歳。20年前頃から猫との生活が始まった。子どもの頃家には居たが、今は家の中に40、庭、外を合わせると70を超える。勿論全員手術をするので、我が家で殖やした事はない。

年金10万円のほとんどを彼等が使ってくれるので時々、草引きや掃除のアルバイトをする。それもわずかなので税金、保険等は貯蓄から。いつまで持つやら心細い。

猫との出会いで学んだことは“命あるものは同じに生きる権利がある”ということ。人間だけが大切な命ではない。小動物を大切にせず人の命の大切さが分かるのだろうか？と。

東日本大震災に思ったことは私だけ生き残されてしまうより一緒に流されて死にたいと。福島原発事故の時、置き去りにせざるをえなかった飼い主さんや、動物達の事を考えた時2～3週間涙が止まらなかった。今も考えると涙が出る。義援金5千円を毎月匿名で送り続けている。被災地の復興の日迄、被災された方々の事を忘れない為に・・・

私の一日は猫に始まり猫に終わる。当然今親しくしている友達行きずりの猫、犬友達である。貧乏な人が多いが大金持ちさんもいる。不動産で生活している人、アベノミクスで大儲けした人。アベ派、反アベ派、無関心派、どっぴり公明党、どっぴり共産党とそれぞれだが、助け合いの精神で助けられている。

金曜ウォークとの出会いも行きずりである。1日の終わりの仕事であるエサやりの途中で偶然に。その次に出会えたのが参院補欠選挙の事務所である。猫友達から「手伝わない？」とのTELで行ったのが別の猫友達所有の貸事務所であった。猫、猫、猫つながりなのである。

私は今迄の人生で政治的な行動をしたことがない。その時に上関原発反対のプラカードを持って辻立ちというものをした。初体験である。それから金曜ウォークに参加させて頂くようになった。

先日メンバーさんから「毎回欠かさずに参加する理由は？」と聞かれ「原発反対だから」と一言。

猫のエサやりがなかったら休む日もあったかも知れない。金曜ウォークのお蔭で強くなった事がある。それまでは暗くなってコソコソ餌をやっていたのだが、徐々に金曜ウォークの時間に合わせる様になり度胸が坐った。お蔭様で四季を通して安定した生活ができています。

猫の命を守るのが私の一生の仕事であり、責任なのだと思うている。

現在金曜ウォークの方々の優しさに支えられている。

金曜ウォークに感謝！！

野良猫ちゃん達に感謝！！



「いのち・未来 うべ」
市民学習会より

原 康司さんの学習会に参加して

Yasuko Arita



いのち・未来・うべのHPで、アーサー・ビナードさんの番組『日本人探訪』を拝見し、上関原発計画関連のスラップ裁判についても知りたいと思いましたので、原さんの講演会に参加しました。

普通に生活している一般市民が、大会社から訴えられ、裁判を受ける・・・このような状況を想像しただけで恐ろしくなります。

原さんは、6年間にも及ぶ長い間、裁判に関わっておられるとのこと。原発に関するような民事裁判にこそ、裁判員制度があれば、市民の感覚が採用されて有効と考えておられるとのことには、私も大きく頷きました。また、大

震災の前後や福井地裁の樋口裁判長の判決の前後で、山口県における裁判に変化があるかどうかお尋ねしたところ、日本は、実は、三権分立ではない、という実感をお持ちのご様子でした。でも、近年は、多くの皆様が傍聴に駆けつけて下さることによって、少しずつ、裁判官の方の対応にも変化が見られるような気がしておられるそうです。

つまり、裁判の行方を、時の政治情勢や権力の意向が左右し得る、とも考えられますし、一般市民の声や活動が、裁判の行方に影響を与えることもできる、とも考えられるかと思いました。

実際に上関原発反対活動によって中電から訴えられ、それでも活動を続けておられる原さんのお話は大変、勉強になり、感銘を受けました。



PHOTO - 4946372

原 康司さんは埋立工事(2009年12月)を妨害したとして、中国電力が祝島漁民2人と一般市民2人に対して4,800万円の損害賠償を起こした恫喝裁判の被告の一人とされました。

SLAPP 訴訟とは？

Strategic Lawsuit Against Public Participation の略
市民の声を権力やお金、脅し、時間的な拘束、疲労などで潰すことを目的とした訴訟です。

緑：緑橋教会

5月1日「宇部市の市民運動 ～小野湖の水を守る運動を事例として～」津島栄さん 緑
・5月15日「上関原発の動向を巡って」安藤公門さん 緑
・6月5日「NHKスペシャル『核のゴミはどこへ～検証・使用済核燃料』」TV録画視聴 緑
・6月19日「原発反対運動の歴史と上関原発反対運動の展望」浜野勝さん 緑
・7月3日「スラップ訴訟について」原康司さん 緑
・7月17日「日本と原発」上映会の最終調整 緑
8月の予定
・8月7日「33年間にわたる原発反対運動」小中 進さん 緑



それってホント??

原発10のウソ その3

「原発はクリーンなエネルギー」ってホント??

いいえ

原発は CO₂ 二酸化炭素ガスを出さない「クリーンな電気」をつくるという宣伝文句に過ぎません。「発電時に CO₂ を出さない」だけです。ウランの採掘・濃縮・加工、プラント建設、廃棄物処理などに膨大な資材とエネルギーが投入され、その過程で膨大な CO₂ が放出され、あげくは、「死の灰」を吐き出します。

「いのち・未来 うべ」総会

【日時】2015年9月13日(土)午後1時

【場所】文化会館 研修室

万障繰り合わせの上ご参加をお願いします。



編集後記 遅い梅雨があけた途端、セミの声と真夏の日差しで作業中の部屋が包囲されました。暑い、しかしグリーンカーテンのゴーヤが今一つ用をなしていません。こりゃいかんと思い、液肥をあわてて注ぎ、大きな葉を茂らせてと祈る。
★映画上映会での駐車場係の素敵な表情をお知らせしたくて無理に差し込みました。今号も行間圧縮版で申し訳ありません。